

中小企業政策審議会 官公需小委員会  
第3回議事録

日 時：平成28年3月31日（木）14:00～

場 所：経済産業省別館 1031供用会議室

出席委員：村上委員（委員長）、荒牧委員、岩本委員、浦上委員、小野委員、  
田邊委員、堤委員、渡邊委員

議 題：

1. 報告事項

- (1) 改正官公需法の概要について
- (2) 「平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の概要について
- (3) 「ここから調達サイト」の運用について
- (4) 「官公需情報ポータルサイト」の運用について
- (5) 施工時期の平準化について
- (6) 「下請等中小企業の取引条件の改善に関する関係府省等連絡会議」について

2. 審議事項

「平成28年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に盛り込む措置事項について

議事概要

■ 報告事項について

村上委員長の進行のもと議事に入り、事務局より報告事項について説明、委員からの主な発言は次のとおり。

- 新規中小企業者の定義として、経営者の代替わりや、新事業の立ち上げなどは入らないという認識でよいか。
- 発注の平準化については、これまで契約の方針に書き加えられていないことから、新たに記載し、地方にも伝えるという認識で良いか。
- 建設業に関しては、将来に渡り品質確保が求められることから、新規中小企業者を優遇するのではなく、いま現実に頑張っている中小企業者を応援して欲しい。
- 創業年数だけでなく、資本金や損益、純資産などに問題があると取引してもらえないことがあることから年数以外の部分での救済についても検討して欲しい。

## ■ 審議事項について

事務局より「平成28年度中小企業者に関する国等の契約に新たに盛り込む措置事項」について説明。委員からの発言は次のとおり。

- 建設業における中小企業者の定義として従業員数が300人以下とされているが、300人というのは相当程度大きいと認識している。ついては、これより小規模の事業者がどれだけ官公需契約に参入できているかという情報があればありがたい。
- 国庫債務負担行為の活用についての記載が公共事業に限定されている。それ以外にも長期に行う事業もあるのでバランスをとって頂きたい。
- 調達改善計画における評価項目に中小企業者に関する項目が設けられていない。共同購入を増加させるという項目と同様に、中小企業者からの調達を増加させるという取り組みが必要なのではないか。
- 低入札価格調査制度に係るものについて、独禁法関係部署に情報提供するとされているが、基準が府省等ごとにバラバラであること、また、調査で問題が発覚することもあるので、情報提供を行うにしても制度的な工夫、共通のルールを作った上でないとうまく機能しないのではないか。
- 東日本大震災の被害地域の中小企業者等に対する配慮を引き続きお願いしたい。
- 中小石油販売事業者に対する配慮と同様に、協定等を締結した官公需適格組合等への受注機会の増大、随意契約等に努めていただくようお願いしたい。
- 創業10年未満の中小企業者を評価するのみならず、長く事業を営んでいる者を評価することはできないか検討して欲しい。
- ダンピングの防止については、検討していただいて最低賃金を含め事業が継続できるような仕組みを検討していただきたい。
- 官公需特定品目の見直しをお願いしたい。
- 事業者決定に係る評価項目としてローカルベンチマークを検討してはどうか。
- 創業が浅いというだけで優遇するのでは無く、経営の内容、社員の厚生に取り組んできた企業など、地域で頑張っている企業を評価していただきたい。
- 目標を設定しても、これに対して達成状況によりペナルティがないとこれを達成しようとする意欲に繋がらないのではないか。

上記意見等について、委員と事務局との意見交換を行った。

村上委員長より「国等の契約の基本方針」の策定に当たり、本日の意見を踏まえて検討して頂きたい旨の発言があり閉会した。